

令和4年（ワ）第528号 自由権規約に基づく損害賠償請求事件

原告 サファリ・ダイヤモンド・ヘイダーほか1名

被告 国

原告第6準備書面

2024年2月13日

東京地方裁判所民事第26部乙合議H係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	浦	城	知	子		
同	弁護士	岡	本	翔	太	
同	弁護士	小	川	隆	太	郎
同	弁護士	駒	井	知	会	
同	弁護士	鈴	木	雅	子	

目次

第1 本件訴訟における個別認否・個別主張の位置づけ	3
第2 原告らの収容について	3
1 はじめに	3
2 ①原告らの収容につき収容の3要件（合理性・必要性・比例性）は満たされて	

いたか。	4
(1) 3要件の内容について	4
(2) 原告らの収容について、被告側で上記3つの要件充当性が検討されたか.....	7
(3) 収容される際、その時点での収容理由が示されていたか.....	8
(4) 原告らについて上記3要件（合理性・必要性・比例性）は満たされていたのかについての立証責任.....	8
3 ②原告らの収容が定期審査なき期限の定めなき収容だったかどうか	9
4 ③司法審査の要件が認められていたか	9
第3 原告デニズに関する個別の主張（あてはめ）	10
1 合理性・必要性・比例性について.....	10
(1) 合理性について.....	10
(2) 逃亡のおそれはなく、必要性の要件を満たさなかったこと	11
(3) 比例性を満たさなかったこと	13
(4) そもそも収容の必要性・合理性・比例性が検討さえなされなかったこと ..	14
(5) 収容開始の際に説明がなされなかったこと.....	14
2 原告デニズの収容は定期審査なき無期限のものであったこと	14
3 司法による救済の不存在について.....	15
(1) 被告の主張	15
(2) 被告の主張の誤り	15
第4 原告サファリに関する個別の主張（あてはめ）	16
1 合理性・必要性・比例性について.....	16
(1) 合理性について.....	16
(2) 必要性について.....	16
(3) 比例性について.....	20
(4) そもそも収容の必要性・合理性・比例性が検討さえなされなかったこと ..	21

(5) 収容開始の際に説明がなされなかったこと	22
2 原告サファリの収容は定期審査なき無期限のものであったこと	22
3 司法による救済の不存在について	22
第5 まとめ	23

第1 本件訴訟における個別認否・個別主張の位置づけ

この準備書面では、以下、原告デニズ・原告サファリの個別事情に関する認否・主張を、第3及び4で行う。しかしながら、本件において、問題となるのは、①合理性・必要性・比例性を要件とはしない原則収容主義に基づく収容、②（退去強制令書に基づく）定期審査なき無期限収容、③個別の収容に対する裁判所による迅速な合法性審査・決定と（違法な場合は）釈放命令を求める権利保障の欠如であるところ、自由権規約違反を特徴づけるこれらの入管収容の各特質が認められるのは、原告ら2名に対する収容において限定されたものではなく、現行入管法に基づいて退去強制令書に基づく収容全てである。

そのため、以下、原告らが、実際に、合法性を（手続上も実際も）担保されない、条約違反の収容の犠牲となったかという点の個別の認否・主張を行うものの、本件訴訟で問題になっていることは、（入管収容）制度自体の条約違反性であり、原告らの個別の事情は本質的な問題として審理対象とされるべきではないことをまず確認しておく。

第2 原告らの収容について

1 はじめに

既に論じて来たとおり、日本の国家機関を拘束する自由権規約9条に適合する収容であるためには、①合理性・必要性・比例性が収容の要件とされなければならない、②定期審査なき無期限収容が許されないため、収容に上限が定められていなければならない、③収容の合法性について遅滞なく司法審査の決定を受ける機会

が担保されていないからではない。

これらの①～③のうち、いずれかに反すれば、その収容は、自由権規約9条1項若しくは4項に違反することとなる（①若しくは②に反すれば自由権規約9条1項違反、③に違反すれば自由権規約9条4項違反）。以下、原告らの収容の条約整合性（非整合性）について、改めて具体的に論じる。

2 ①原告らの収容につき収容の3要件（合理性・必要性・比例性）は満たされていたか。

(1) 3要件の内容について

ア 「合理性」について

収容の合理性要件とは、その収容目的が正当な場合にのみ、収容してもよいとするものであり、「個々のケースごとに、正当な目的のために収容が課せられていることを要求するものである。これは、収容を正当化する正当な目的である理由を明確に定義し、網羅的に列挙した法律をもって規定されなければならない。収容を正当化する理由には、非正規の状況にある者の本人確認の必要性や、更なる手続のために本人の出席が必要な場合の逃亡の危険性などが含まれる。」とされる（甲A26号証パラ78、甲A35号証パラ22）。

この点、日本の入管法には、そもそも、「収容目的」につき、明確な定義がされておらず、また、網羅的な列挙がされていないため、同法に基づく収容に「合理性」を認めることはできない。被告は、適正手続上も必須である法文の決定的な欠如を看過し、なお、一般的な「収容目的」として、以下の2点を主張している。即ち、被告側が「収容の目的」として主張するのは「送還のための身柄確保」に加え、「在留活動の禁止」という、結局、「施設外で生活することを許さないこと」が目的の収容である（答弁書44頁等）。つまり、被告においては、「収容しないことは、同人の本邦内における在留活動を事実上認めることとなり、背理であるから」収容していると述べるように（同44頁）、

退去強制することになっているから收容すると言っているだけであるため、循環論法になってしまっており、まぎれもなく「無目的の收容」である。この「在留活動禁止説」の誤謬については、既に原告第2準備書面17頁以下で詳細に論じたとおりである。

イ 「必要性」について

收容の必要性とは、その收容が收容目的を達成するために必要である場合にのみ收容をしてよいということを意味する。まず、收容目的の定義・網羅的列挙がされていなければ、そもそも、目的達成のために必要な限度の收容のみと認めるとする「必要性」要件についても論じ得ない。その点を仮にいったん措くとしても、收容の目的に関して在留活動禁止説を採る誤りは、この「必要性」要件の検討において、再び明らかになる。即ち、在留活動禁止説を前提とすると、退去強制事由該当者全てに対する收容が「必要なものだ」と強弁できることになってしまい、生命を奪われない自由の次に重要な「人身の自由」の重要性から收容を「必要性」のある場合のみに絞らなければならないという本要件の本質が完全に骨抜きとなってしまうからである。これでは、人間である彼らに自由権規約9条1項が適用されないという帰結と同義になってしまい、少なくとも自由権規約批准国が採り得る立場ではない。

したがって、被告が述べている「收容の目的」のうち、(法定されていないという決定的な欠陥がある点を仮にいったん措くとしても)「必要性」要件との関連で採り得るのは「送還のための身柄の確保」であり、本件においては、收容の必要がある場合とは、逃亡のおそれのある場合のみとなる。

ウ 「比例性」について

比例性は英語では「proportionality」といい、「比例性」と訳されるほか、「均衡性」と翻訳されることもあるところ、proportionalityとは、「課される制限は、目的を達成するために適切と考えられるものでなければならず、合理的な限度を超えて過度な規制を及ぼす制限は、目的達成のためにそこまで

することが『必要』（規定により「民主的社会において必要」）かどうかという、目的と手段の均衡性という観点から違法とされうる」（甲A58・申恵丰「国際人権法—国際基準のダイナミズムと国内法との協調」信山社199～200頁）と理解される。

また、この点につき、村上正直教授は、收容の比例性要件とは、「拘禁を行う目的と同一の目的を達成するために、より侵害的でないその他の措置の有無を検討しなければならないとする」ものであり、「身体の自由の制限は、生命に対する権利に次ぐ重大な人権の制約となるため、制限の必要最小限度性の要請は必須である」と述べる（甲55号証の2、村上意見書10頁）。これは、一般的意見35においては、「決定に際しては、逃亡を防止するための報告義務、身元引受人又はその他の条件など、同じ目的を達成する上でより権利侵害の小さい手段を考慮に入れなければならない」（甲A28パラ18）という箇所を示されている。

身体の自由の制約において、制約の目的と手段の均衡性という観点を重視する「比例性」要件に関しては、対象者の心身の健康状態が懸念される場合、若しくは悪化している場合には、同要件が満たされにくくなる傾向が当然に導かれる。これは、一般的意見35においては、「移住者の抑留に関する決定においては、身体的又は精神的健康に対する抑留の影響も考慮に入れなければならない」（甲A28パラ18）という箇所を示されている。

エ 收容の3要件の関係性

以上述べたとおり、「合理性」要件が收容の目的に正当性を求め、「必要性」要件は、收容の目的に照らして必要な場合にのみ收容という手段を用い得るとし、「比例性」要件は、目的を達成するために過度の規制手段が許されず、必要性最小限度の收容しか許されないという、目的と手段の均衡性を問題とする。

オ 司法府による厳格な審査が行われるべきであること

自由権規約は、締約国に対して、管轄下にあるすべての個人に対して権利を

尊重し確保する義務を定めており（2条1項）、行政府、司法府、立法府のいずれも、同義務を負う。そして、9条1項は、行政府に広範な裁量を認めることなく、恣意的な拘禁の禁止を明確に定めたものであるため、裁判所においては3要件の充足性について厳格な審査を行うべきである。

(2) 原告らの収容について、被告側で上記3つの要件充当性が検討されたか

ア 「合理性・必要性・比例性」が収容の要件とされ、これら3つの要件が3つとも満たされない収容は違法となるため、原告らを収容する際に、これらの3要件の充当性が、各人の収容について個別に検討されることが、収容の合法性を担保するために不可欠な手続となる。そのため、本件収容にあたって、上述の3要件が満たされているかそもそも処分庁が検討したのかについて、まず検討されるべきである。

処分庁は、原告らを収容する際、事前・あるいは収容中には、要件充当性を検討しなかったが、事後的に検証した際、結果論として（いわば「まぐれ当たり」で）たまたま、3要件が満たされていたということでは、その収容制度も、個別の収容自体も、合法的であるということにはならない。

人間の身体の自由が原則であり、例外的に要件を満たすことが制度的に保障され、事後的にではなく事前に確認された上で収容されている場合に初めて、適正手続の原則から、収容制度と個別の収容自体の合法性が担保されることになる。

イ 具体的には、人間を条約違反にならないように収容するのであれば、被告は、条約に適合した収容であるかを確認するため、収容の合理性・必要性・比例性を予め検討しておかなければならない（もちろん、後述の通り、これは必要条件であり十分条件ではない）。少なくとも、対象者につき収容を必須とする手続が迫っているのか、今回収容しなければ対象者が次回の仮放免延長手続に出頭しない危険があるのか、そして、対象者の容態が収容に耐え得るものなのか、より制約的でない他の手段を採ることが真に不可能な事態であるのか等が検

討され、なお収容が不可避であるとの結論が出てはじめて、自由権規約上、人間を合法的に収容することが可能となるのである。

(3) 収容される際、その時点での収容理由が示されていたか

収容には合理性、必要性、比例性が要求されることからすれば、原告らが収容される際、その要件充足性、すなわち、その時点で収容することにした理由が示される必要がある。収容という極めて甚大な不利益を課す際に、その理由を説明しないということは適正手続保障の見地からも大きな問題がある。

そして、言うまでもなく、単に「退去強制令書」を提示するだけでは、仮放免許可を延長せず、敢えてその時点で（人身の自由の原則の例外として）収容することにした理由を説明したことには全くなならない。それまで何年にも亘って収容せずに（難民認定申請手続・難民不認定処分に対する審査請求手続・異議申立手続等の）手続を進めていたものを、どのような必要性・合理性・比例性要件該当性が生じて、どのような手続を経て収容されることとなったのか個別に説明があるべきである。それらの説明が「不要」であるというならば、それは、結局、退去強制令書が出た者については、「入管が収容したいときに好き勝手に収容する」と宣言しているもほぼ同義であり、個別の合理性・必要性・比例性がないことを認めているに等しい。

(4) 原告らについて上記3要件（合理性・必要性・比例性）は満たされていたのかについての立証責任

ア 被告が原告らの収容の前提として、仮に彼らの収容の合理性・必要性・比例性を検討し、これらの要件を満たすと判断して収容した場合であっても、実際にその検討結果が正しく、原告らの収容が3要件を満たしたものであったのかは、当然、別途検証されなければならない。

イ そして、「自由が原則、収容が例外」である以上、収容の要件たる、当該収容の可否が争われる場合、合理性・必要性・比例性については、収容を行う側である被告が、それらの要件該当性につき立証責任を有することは明らかである。現

時点で、被告は、これらの要件適合性について、自由権規約9条1項は、法律に定める逮捕又は抑留を禁ずるものであり、合理性、必要性、比例性は要件でないなどと主張し（被告準備書面（3）4頁12行目～14行目）、各要件の充足性について主張、立証しないため、この時点で恣意的な収容であったということになる。原告らは、以下、念のため、自らの収容の合理性・必要性・比例性要件の非適合性につき述べるが、要件を充足することの立証責任は、収容する側である被告にあることを改めて強調しておくものである。

3 ②原告らの収容が定期審査なき期限の定めなき収容だったかどうか

上記のとおり、収容の合理性、必要性、比例性の3要件は、時間の経過と共に変わりうるものであるから、一旦収容された後も定期的な再評価によって、これらを満たしているかの判断をしなければならず、定期審査なき無期限収容は、合理性、必要性、比例性の要件を制度的に満たさないこととなるため、自由権規約9条1項に違反する（原告第2準備書面22頁6行目以下）。これについては、一般的意見35パラ12で、「裁判によって一定期間の刑罰が科される場合を除き、あらゆる形態の抑留を継続する決定は、抑留の継続を正当化する自由についての定期的な再評価がなされない場合恣意的である」とし、同パラ18で、「さらに、決定は、定期的な再評価及び司法審査を受けなければならない」としているとおりである（甲A28）。

原告らに適用された入管法には、定期審査や収容期間の上限の定めがなかったのであるから、原告らに対する収容が、定期審査なき無期限収容であり、9条1項に違反したことは、論ずるまでもなく、法律上明らかである。

4 ③司法審査の要件が認められていたか

収容の合法性につき迅速な裁判所による決定と釈放を命ずる権利が保障されていない収容は自由権規約9条4項違反である。

この点、被告は、行政事件訴訟法又は人身保護法により、収容の適法性について裁判所の判断を求めることが可能であると主張する（答弁書64頁）。しかしながら、行政事件訴訟法又は人身保護法に定められた制度は、同項の明文とも整合しないことが明らかであって、これまで論じてきたとおり（訴状44頁、原告第2準備書面23～28頁及び原告第5準備書面22、23頁）、かかる権利が保障されていない日本の入管収容が自由権規約9条4項に違反することは明らかである。もともと、被告は、原告らが自由権規約9条4項に定められた権利を行使したか、または行使が可能であったかのような主張を行うので（答弁書64、65頁）、かかる主張が誤りであることを以下論じる。

第3 原告デニズに関する個別の主張（あてはめ）

1 合理性・必要性・比例性について

（1）合理性について

上述のとおり、合理性要件を満たすためには、収容目的の法定明記（明確な定義・限定列挙を含む）が必須であるだけでなく、少なくとも、その収容目的には個別に正当性がなければならないが、被告においては、結局、「退去強制事由該当者であるから」若しくは「退去強制令書が発付されているから」という理由しか示しておらず、目的が正当であるどころか、収容の個別の目的自体が存在しないに等しく、「合理性」の要件を欠く。

繰り返し述べるように、合理性・必要性・比例性の要件は、個別に評価されなければならない。一般的意見35に「決定に際しては、事案ごとに関連要素を考慮しなければならない」とあるとおり、一律の収容は禁じられている（甲A28パラ18）。本件においては、原告デニズに対し、いかなる目的で収容したのか明らかでない以上、そもそも、合理性の要件を満たさない。

(2) 逃亡のおそれはなく、必要性の要件を満たさなかったこと

ア 被告の主張

上記のとおり、被告は、原告デニズに対して収容した「目的」を示していないため、それに対応した必要性の要件も、当然満たさない。

被告においては、「以前の仮放免時における犯罪歴や収容中の言動からすれば、逃亡のおそれがないとはいえない」(答弁書56頁)との記載がある程度である。

仮にこの記載を必要性を基礎づける事情として主張しているものと解するにしても、次に述べるとおり、被告の主張には理由がない。

イ 「おそれがないとはいえない」では必要性を立証したことにならない

そもそも、上記のとおり、合理性・必要性・比例性の立証責任を負うのは、収容する側である被告である。したがって、「逃亡のおそれがないとはいえない」というのでは、逃亡のおそれがあることを立証したことにはならず、必要性を満たしていないということになる。

ウ 収容①(2016年5月15日～2019年8月2日)の開始時点では必要性を基礎づける事情は存在しないこと

(ア) そもそも、一般的に「仮放免時における犯罪歴」から「逃亡のおそれ」が導かれるものではなく、被告の主張は論理性がない。なお、原告デニズについていえば、過去の犯罪歴については、しかるべき刑事処分を受けて終了しており、これから逃亡しなければならない理由とはなりえない。

したがって、犯罪歴に関する被告の主張は、逃亡のおそれの有無を評価する前提事情とはならない。

(イ) また、「収容中の言動」に至っては、「言動」を超える具体的な内容も、その時期もまったく定かではない。したがって、収容中の言動についても「逃亡のおそれ」の有無を評価する前提事情とはなり得ない。しかも、被告のいう「言動」が収容①より後の言動を指すのであれば、時的に見て収容①の判断に影響を及ぼすものではない。他方、収容①より前の収容中の言動を指すのであれば、

入管は当該言動の存在を踏まえても、2019年8月2日に仮放免を許可している。この事実からすると、入管は、当該収容中の言動について逃亡のおそれを基礎づける事情として考慮していないか、又は考慮していたとしても重視していない事情として扱っていたものとみるべきである。

(ウ) むしろ、原告デニズについては逃亡のおそれを否定すべき強い事情が存在する。原告デニズには日本国籍の妻がおり、仮放免許可申請は、妻が身元保証人として原告デニズと同居することを申し出ていた。原告デニズと妻とは2011年5月9日に婚姻して同居を続けてきたものであり、その関係性は2016年5月15日の収容開始時点でも安定、成熟しており、身元保証人としての実効性が期待できることから見ても、この事情は逃亡のおそれを強く否定する事情とみるべきである（甲B15）。

エ 収容②（2019年8月16日～2019年10月25日）及び収容③（2019年11月7日～2020年3月24日）の開始時点で必要性を基礎づける事情は存在しないこと（いわゆる「2週間仮放免」後の収容）

(ア) 入管は、被告のいうところの「仮放免時における犯罪歴」を把握したうえで、原告デニズに収容①の終期である2019年8月2日に仮放免を許可している。この事実からすると、入管は、当該犯罪歴について逃亡のおそれを基礎づける事情として考慮していないか、又は考慮していたとしてももはや重視していない事情として扱っていたものとみるべきである。そして、2019年8月2日から2019年8月16日の間の2週間仮放免の間に、当該犯罪歴の評価を覆すような事情は認められない。したがって、収容②③について当該犯罪歴を考慮することも、収容①の仮放免時の評価と整合しない、不合理なものというべきである。

(イ) また、原告デニズは、2019年8月2日に「2週間仮放免」を許可をされた当時、身体について複数の痛み、不調を訴え、また自傷行為（自殺未遂）を繰り返すなど健康に問題を抱えており、継続的な治療を要する状態にあった

ため、逃亡を図ることができるような健康状態を備えていなかった（訴状9頁参照）。さらに、在留資格を持たない原告デニズは、仮放免を許可されても稼働できず、健康保険にも加入できなかつたため、身元保証人である妻の出捐によって治療を受けなければならない状態にあった。

したがって、当時の原告デニズは、逃亡を図ることができるような健康状態を備えておらず、妻の支援のもと治療を受けなければならない状態にあつたため、この事情も逃亡のおそれを強く否定する事情である。

（3）比例性を満たさなかつたこと

ア 拘禁反応を示し、健康状態が悪化していたこと

原告デニズは、収容①の際、拘禁反応を示し、健康状態が著しく悪化していた。具体的には、自殺を意図した自傷行為を繰り返し、また右ひじ、首、爪などの複数個所について痛み、腫れ等の身体の異常や不眠等の症状を訴えていた（乙B4-1）。自傷行為の中には、2017年1月29日、眼鏡のレンズを用いて手首を切ったうえ、シーツを天井裏の鉄骨に括り付けて首を吊るというものがあり、左手関節切創及び頸部擦過傷を負うものがあつた（甲B10、11。）。また、壁に光が見える、音（幻聴）が聞こえるといった症状を東日本センターの医師に訴えてもいた（乙B4-1：39頁）。

また、収容②中の2019年9月22日、訴状で主張した身体の異常が生じたほか、缶の蓋の切れ端で手首を切りつけるという自殺を意図した自傷行為に及んだ（甲B12、13）。

さらに、収容③の際には、シャツを用いて首をくくる（2020年2月21日）、ビニールの包装を飲み込む（同月26日）、タオルを使用して首をくくる（同月28日頃）、シーツを使用し手首をくくる（同年3月14日ころ）などの自殺を意図した自傷行為を繰り返し（同年日）、タオルを使用して首をくくる（同月16日頃）、水を張ったトイレの便器に顔を突っ込む（同月17日頃）などの自殺を意図した自傷行為を繰り返した。この中には、傷害の程度がひどく外部

の病院に救急搬送されたものもあり、東日本センター内で車いすを使用するまでに衰弱もしていた（甲B14）。

かかる事情は、収容継続によって原告に健康の悪化という回復困難な損害を拡大させていたことを示しており、収容の継続が比例性を備えていなかったことを示す事情とみるべきである。

イ 妻との夫婦共同生活が妨げられていたこと（甲B15）

原告デニズの仮放免許可申請は、同人の妻が身元保証人になり、妻の居住する自宅を制限住居とするものであった。そうすると、収容継続は夫婦の共同生活の機会を失わせるものであり、かかる個別の不利益の存在は、比例性を否定する一事情とみるべきである。

(4) そもそも収容の必要性・合理性・比例性が検討さえなされなかったこと

原告デニズは収容①の終了直前まで慢性的に体調不良を訴え、また心身の異常を示し（乙B4-1）、その仮放免の延長許可申請の際には診断書を提出しており（甲B2、B3）、被告において、原告デニズの体調が仮放免によって十分に改善したとの事実を認定するもことができない状況にあったにもかかわらず（現に、乙B4-2によれば、再収容直後から体調不良により診察を受けている。）、被告は原告デニズを再収容した。さらに、被告が、原告デニズを収容するにあたり、その逃亡するおそれについて検討を行った形跡も全くない。

(5) 収容開始の際に説明がなされなかったこと

原告デニズは、収容①～③の収容の開始にあたり、収容された理由を、全く説明されなかった。

また、仮に退去強制令書が原告デニズに示されたとしても、同退去強制令書にも、再収容される理由は全く記載されていない。

2 原告デニズの収容は定期審査なき無期限のものであったこと

この点について、2009年12月1日以降の原告デニズの収容は、いずれに

についても、定期審査の付されない無期限のものであったことにつき被告が争う余地はない。

3 司法による救済の不存在について

(1) 被告の主張

原告が主張してきたとおり、現行法においては、収容に対する司法審査の定めがなく、司法による救済手段は存在しなかった。

これに対し、被告は、原告デニズが東京入管主任審査官に対してした仮放免延長許可申請に関して、同許可の義務付けを求める訴えを提起するとともに、同訴えについて仮の義務付けを申し立て、その中で、原告デニズに対して仮放免を認めないことの適法性、すなわち本件原告デニズ収容の適法性を争っていたと主張する（答弁書65頁）。

(2) 被告の主張の誤り

仮放免を認めないことの適法性は、収容の適法性とは異なる。また、行政訴訟は一番でも1年以内に終結を迎えるのは2分の1程度、3月以内に終結を迎えるのは6分の1未満である（甲A42）。そうすると、仮放免不許可処分に対する取消訴訟は、仮放免不許可によって心身の故障という回復が困難な損害を拡大するにもかかわらず、迅速な判断がされず、救済手段として不十分である。加えて、仮の義務付けについては、収容の違法性が認められれば釈放が命じられるというものではなく、その認容のためには「義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるとき」との要件が付されており（行政事件訴訟法37条の5）、自由権規約9条4項の要件を満たさないことは明らかである。

第4 原告サファリに関する個別の主張（あてはめ）

1 合理性・必要性・比例性について

（1）合理性について

上述のとおり、合理性要件を満たすためには、收容目的の法定明記（明確な定義・限定列挙を含む）が必須であるだけでなく、少なくとも、その收容目的には個別に正当性がなければならないが、被告においては、結局、「退去強制事由該当者であるから」若しくは「退去強制令書が発付されているから」という理由しか示しておらず、目的が正当であるどころか、收容の個別の目的自体が存在しないに等しく、「合理性」の要件を欠く。

繰り返し述べるように、合理性、必要性、比例性の要件は、個別に評価されなければならない。一般的意見35に「決定に際しては、事案ごとに関連要素を考慮しなければならない。広範な類型の強制的なルールに基づくものであってはならない」とあるとおり、一律の收容は禁じられている（甲A28パラ18）。本件においては、原告サファリに対し、いかなる目的で收容したのか明らかでない以上、そもそも、合理性の要件を満たさない。

なお、一般論としても、收容中の言動や仮放免中の就労の事実の有無は、もとより收容の理由となり得ないが、これらの点については、後で更に論じる。

（2）必要性について

ア 收容①（2016年6月8日～2019年7月31日までの收容）について

收容①の開始時点において、原告サファリには、逃亡のおそれは全くなかった。すなわち、2016年6月8日に收容される前、原告サファリは、2010年12月6日に仮放免許可を受けて以来、約5年6カ月間に亘って約1～2か月に1度、仮放免の延長許可申請を真面目に継続しながら難民認定申請手続（若しくは異議申立手続）を続けていた状態であった。約5年6カ月間に亘って、約1～2か月に1度、原告サファリは被告に指定された日時に一度も遅刻することなく東京入管に出頭し、仮放免期間延長決定を受け続けて来たもので

あり、2016年6月の時点で、原告サファリに逃亡のおそれは存在せず、収容の必要性は全くなかった。

しかも、2016年6月に難民不認定処分に対する異議申立手続の手続中であり、送還は停止されていたため（入管法61条の2の6第3項）、原告サファリに対する具体的な送還の計画はこの時点で一切なかった。

イ 原告サファリ収容②、③、④（2019年8月14日～2019年10月17日、2019年10月31日～2020年1月7日、2020年1月21日～2020年4月3日。2週間仮放免を挟む3回の収容）について

原告サファリは、2019年8月1日に、僅か2週間の仮放免許可しか与えられず、自らの再収容される蓋然性が高いことを十分に理解していたにもかかわらず、「ルール違反はしない」と明言し、2019年8月14日には、文字通り身体をがくがくと震わせながらも、東京入管に指定時刻前に出頭した。原告サファリが、仮放免後わずか2週間後の再収容を予測していてもなお「逃げない」という強い信念を抱いていることは明らかであり、原告サファリは、どんな意味でも、また、誰の目にも逃亡のおそれはなく、原告サファリを再収容する必要性は存在しなかった。

なお、2019年8月1日に難民異議棄却決定の告知があったものの、原告サファリは、2019年8月9日には、改めて難民認定申請を行っているため、当時、送還の見通しの立てられる状況でなく、送還の確保のために収容する必要性が存しないことも明らかであった。なお、同難民認定申請手続（3回目の難民認定申請手続）につき、原告サファリは今日まで既に多数の新たな証拠を提出しているが、申請から約4年半を経て、未だに決定が何ら告知されていない。

ウ 答弁書への反論

（ア）被告の主張

被告は、「仮放免（の継続）の許否という観点から、…原告サファリについ

ては、在宅での違反調査開始後の所在不明歴、仮放免時の条件遵守状況（不法就労）、収容中の言動（犯罪を示唆する発言）等の個別の事情を考慮し、適切に評価した上で（仮放免不許可決定が）行われたものであり」（答弁書54頁）と主張する。

しかしながら、以下に述べるとおり、原告サファリの収容①～④につき、上述の3要素（在宅での違反調査開始後の所在不明歴、仮放免時の条件遵守状況（不法就労）、収容中の言動（犯罪を示唆する発言）を、仮放免延長許可申請を不許可にする方向で考慮することは全く不合理である。

(イ)「在宅での違反調査開始後の所在不明歴」について

原告サファリが在宅での違反調査開始後に住所変更許可を取らず所在不明となったのは、既に被告が認めている通り、2004年～2005年頃から2010年1月にかけての出来事であり、2010年1月に原告サファリが摘発されて収容された後、2010年12月6日に仮放免許可を受けて以降の「5年6か月間」、2016年6月8日に唐突に再収容されるまでは、原告サファリは1度も所在不明となることもなく、1～2か月に1度東京入管に出頭して仮放免期間延長手続を行いながら、極めて平穩に難民として保護される手続を継続していたのである。

今回特に問題となっている仮放免許可申請に対する不許可処分若しくは再収容（仮放免期間延長申請に対する不許可処分）は、全て2016年6月以降のものであり、その直前まで原告サファリが5年6か月の仮放免許可期間において原告が仮放免期間延長を平穩に続けてきた事実からすれば、それ以前に所在不明となったことを理由に突如収容することは極めて不合理である。

(ウ)「仮放免時の条件遵守状況（不法就労）」について

仮放免時の条件遵守状況（不法就労）が仮に認められれば、被告は、原告サファリの仮放免許可を取り消して、仮放免保証金30万円のうち、その一部を還付しない措置を採ることになるはずであるが（入管法55条3項）、被告が原告サ

ファリに対してかような措置を採ることはなかった。そして、2016年6月時点での収容の後に、仮放免保証金30万円が1円も減額されることなく還付されたのであった。そのため、2016年6月の収容について、「仮放免時の条件遵守状況（不法就労）」が被告によって確認されたとは考えられない。

さらに、2019年8月、10月、2020年1月、仮放免許可期間延長申請を不許可として再収容する際に、「仮放免時の条件遵守状況（不法就労）」が問題であったはずがない。原告サファリは、2019年8月、10月、2020年1月の各2週間の仮放免許可期間中に就労の意志も事実もなかったばかりでなく、就労出来る体調ですらなかった。

そもそも、不法就労を収容に直結させることが、収容目的の正当性（収容の合理性）・収容の必要性を検討すれば、到底容認され得ない。この点、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）委員会による2022年11月30日付け第7回日本定期報告審査に係る総括所見によれば、「委員会は、…在留資格又はビザを失い、就労や収入を得る選択肢を与えられない「仮放免」により（収容施設から）出された人々である「仮放免者（karihomensha）」の不安定な状況に関する憂慮すべき諸報告について、引き続き懸念する。委員会はまた、難民認定率の低さを伝える諸報告についても懸念を有する（第7条、第9条、第10条及び第13条）」（甲A51号証17頁）と述べ、「(c) 「仮放免」中の移民（immigrants）に対して必要な支援を提供し、収入を得るための活動に従事する機会の確立を検討すること。」（同18頁）と勧告していることから、仮に就労の事実が認められたとしても、それを理由に収容をすることは許されないことは明らかである。

(エ) 「収容中の言動（犯罪を示唆する発言）」について

そもそも、「犯罪を示唆する発言」とは何を指すのか。被告はそれを明らかにされたい。原告サファリは思い当たるところはないが、唯一、東日本入国管理センターに収容されていた2019年12月に、原告サファリが収容されていたブ

ロックで、突然、各部屋（単独室）のトイレ掃除用のブラシを職員が回収し始めるとの出来事があった。その際、原告サファリは自らのブラシを素直に渡したのであるが、隣室の被収容者がトイレのブラシを使いたいと言ってその返還を拒んだため、原告サファリが「彼にブラシを使わせてやって」と声を掛けたところ、5人の被告職員が原告サファリを引きずり出して別室に移して引き倒し、原告サファリに対して激しい暴行を加えた事件があった。その際、心身ともに衰弱しきったところに突然いわれなき暴力を受けて、激しい痛苦と生命に危険を感じた原告サファリが、苦痛と恐怖の中で、綺麗とは言い難い言葉を使用した可能性がある。但し、原告サファリは当時、精神安定剤や睡眠薬と思しき薬物を大量に投与されていて意識が朦朧としていたこともあり、自らが激しい暴力に曝されていたそのときに、どのような言葉を口にしたのか、その発言を覚えていない。

仮に当該発言を指しているのであれば、その発言がなされたのは2019年12月であるから、それ以前に行われた原告サファリ収容①～③の収容の必要性を基礎づけるものではなく、また、原告サファリ収容④についても、当該発言後、仮放免許可が出されている以上、当該発言がその後の収容の必要性を基礎づけるとは処分庁も考えていなかったことが明らかである。

(3) 比例性について

ア 定期的または必要に応じた呼び出しという、より制限的でない手段で足りたこと

2010年12月の仮放免許可以降、2016年6月の突然の収容までの約5年半の長きに亘り、約1～2か月に1度という、極めて高い頻度で仮放免許可延長申請手続出頭要請に応じ続けたことに加えて、原告サファリは、少なくとも、2011年（平成23年）2月14日に、東京入管に呼び出され・出頭して難民不認定処分等を通知されており、2014年（平成26年）2月19日にも、東京入管に呼び出され・出頭して難民不認定処分に対する異議申立て棄却決定を通知されており、2015年6月15日にも、東京入管に呼び出さ

れ・出頭して難民不認定処分等を通知されている。2010年12月の仮放免許可決定以降、原告サファリは常に住居地を届け出ていたため、被告は、必要のある場合に呼出状を送るなどして原告サファリを呼び出せば良かっただけであった。

イ 原告サファリの健康状態の悪化

2019年8月以降の収容の際のいずれの時点においても、原告サファリの心にも身体にも極度の変調をきたしていた事実は、既に述べた通りである（訴状40～43頁）。

2020年1月11日付の診断書（甲C5）によると、「繰り返す収容によるストレスが症状の遷延に影響している可能性が高い」とされており、収容による精神状態の悪化が示されている。

ウ 小括

このように、原告サファリの出頭を確保し、居所を把握し、手続の進行を害さないためには、定期的または必要に応じた呼び出しという、より制限的でない手段で足りたものであり、身体を自由を奪う「収容」を行う必要は全く存在しなかった。まして、原告サファリの心身の容態が悪化の一途を辿る中で、原告サファリを繰り返し収容したことにつき、比例性が微塵もないことは論じるまでもない。

以上の事情より、原告サファリの収容が比例性を満たしたと認めることは出来ない。

(4) そもそも収容の必要性・合理性・比例性が検討さえなされなかったこと

被告は、原告サファリが診断書を提出して体調不良を訴えていた2019年8月以降、医師の診断すら受けさせることすらなく3度まで原告サファリを収容した。さらに、被告が、原告サファリを収容するにあたり、その逃亡するおそれについて検討を行った形跡も全くない。

即ち、被告は、2016年以降の原告サファリの収容が必要性・合理性・比

例性を満たしているか検討すらしないまま、原告サファリを収容したものである。

(5) 収容開始の際に説明がなされなかったこと

原告サファリは、2016年6月に収容された際、(原告サファリ自身には退去強制令書を見せられたとの確たる記憶はないが仮に退去強制令書が示されたとしても)、2010年12月6日に仮放免許可を受けて以来、約5年半に亘って仮放免の延長許可申請を真面目に継続しながら難民認定申請手続(異議申立て)を続けてきたにもかかわらず、異議申立手続の審尋手続等(インタビュー)を待っている2016年6月8日というタイミングで、唐突に再収容された理由を、全く説明されなかった。

このとき、原告サファリは、再収容される理由を懸命に職員に尋ねたが、ただ被告職員から「入管の都合で」と言われただけであった。

仮に退去強制令書が原告サファリに示されたとしても、同退去強制令書にも、再収容される理由は全く記載されていない。

また、2019年8月以降の収容(収容②～④)についても、それぞれの収容につき、何故、その時期に収容されなければならないのかという点につき、何ら説明が行われなかった。

2 原告サファリの収容は定期審査なき無期限のものであったこと

原告サファリの収容①～④は、いずれについても、定期審査の付されない無期限のものであったことにつき争う余地はない。

3 司法による救済の不存在について

原告サファリは、2019年7月31日に2週間だけ仮放免許可を受け、2019年8月14日に再収容される前の2019年8月9日に、仮放免期間延長許可申請を行い、同延長許可の仮の義務付けを申し立てると共に、同日、仮放免延

長許可義務付け等請求の訴えを提起したが、仮の義務付けの申し立ては、2021年9月17日に却下された（甲C7号証）。

「仮の義務付けの申し立て」に対し、裁判所は、仮処分の判断として行訴法37条の5第1項の「償うことのできない損害を避けるため（の）緊急の必要性」の有無を審査しているものであり、「収容の合法性」そのものについて判断していない。しかも、当該裁判所は、収容を制度上是としながら、その前提に立った上で、なお「入管法範囲内で身体の自由の制限に伴い想定されている範囲内の不利益を超えた特別の損害が生ずるといった特別の事情が存する場合」のみ「償うことのできない損害を避けるための緊急の必要性」を肯定するとしているとしたため、原告サファリの収容の合法性について裁判所が審査することはなかった。

また、原告サファリにつき、本訴（仮放免延長許可義務付け等請求訴訟、後には、仮放免許可義務付け等請求訴訟も追加された）の方は、2019年8月9日に訴え提起したものの、審理の有意な進捗を得ないまま、迅速な救済が得られないことが明らかとなったため、2020年1月20日に、訴えを取り下げざるを得なかった。

そして、そもそも、これらの仮放免許可義務付け等義務付け請求訴訟も、収容自体の合法性判断を行うための訴訟ではない。

以上の通り、原告サファリの収容に対して、収容の合法性につき、司法による迅速な審査と救済が用意されていなかった。仮の義務付けの申し立てにおいても、仮放免許可に関する訴訟でも、収容の合法性そのものに対する審査がなされるものではなく、前者は要件が加重され、後者は迅速な結論にも至ることさえなかった。

第5 まとめ

以上のとおり、原告らに対する本件入管収容は、自由権規約9条1項が求める合理性・必要性・比例性の要件を満たさず、また、自由権規約9条4項が求

める司法審査の要件も満たさないものであって、自由権規約9条1項及び4項に違反する。

以上